



2026年 7 月15日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 宮 入 バ ル ブ 製 作 所
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 西 田 憲 司
(コード番号：6495 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 経 営 管 理 本 部 経 理 部 長 井 上 洋 一
03－3535－5575

第三者割当による行使価額修正条項付株式会社宮入バルブ製作所

第3回新株予約権（停止要請条項付）の発行に関するお知らせ

当社は、2026年 7 月15日（以下「発行決議日」といいます。）開催の取締役会において、以下のとおり第三者割当による株式会社宮入バルブ製作所第3回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2026年 7 月31日
(2) 発 行 新 株 予 約 権 数	96,000個
(3) 発 行 価 額	新株予約権 1 個につき95円（総額9,120,000円）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：9,600,000株（新株予約権 1 個につき100株） 上限行使価額はありません。 本新株予約権の下限行使価額は当初94円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は9,600,000株であります。
(5) 資 金 調 達 の 額 (差引手取概算額)	1,274,420,000円（注）
(6) 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額 133円 行使価額は、割当日以降、本新株予約権の発行要項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下、東証における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）を「東証終値」といいます。）の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げます。）に、当該修正日以降修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。 当社は、当社取締役会の決議（以下「下限行使価額修正決議」といいます。）により、下限行使価額の修正を行うことができます。但し、修正後の下限行使価額は、発行決議日前取引日の終値の50%に相当する金額である67円を下回ることはできず、かつ発行決議日前取引日の終値の100%に相当する金額である133円を上回ることとはできないものとします。下限行使価額修正決議がなされた場合、当社は速やかにその旨を本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に通知するものとし、修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日の

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	翌取引日以降適用されます。また、当社は上記の下限行使価額修正決議を行った場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	東海東京証券株式会社（以下「割当予定先」といいます。）に対する第三者割当方式
(8) 行使期間	2026年8月3日から2028年8月2日まで
(9) その他	当社は、下記の内容について、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約（以下「本買取契約」といいます。）において合意する予定であります。詳細については、別記「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権の商品性」、別記「6. 割当予定先の選定理由等（6）ロックアップ」及び別記「6. 割当予定先の選定理由等（7）その他」をご参照ください。 ① 当社は、本新株予約権の全部又は一部につき、割当予定先が行使することができない期間を定めて、本新株予約権の行使の停止を要請することができること ② 割当予定先は、一定の場合に、当社に対して通知することにより、本新株予約権の買取を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は本新株予約権を買い取ること ③ 当社は、本買取契約締結日から起算して180日を経過した日、又は本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか遅い日までの期間において、割当予定先の事前の書面による同意を得ることなく、当社の普通株式等の発行又は処分を行わず、証券会社による引受けを伴う売出しを行わせないこと（ロックアップ） ④ 割当予定先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと

（注）資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額（発行決議日の直前取引日の東証終値）で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。実際の資金調達の額は行使価額の水準により増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には資金調達の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

（1）資金調達の主な目的

当社は、1949年の設立以来、L P ガス供給に関わるバルブ類を川上から川下まで一気通貫（製造設備用、貯蔵設備用、ガスコック、容器用、バルク貯槽用等）で供給するメーカーとして、日本のL P ガス業界の発展とともに事業を拡大してまいりました。

また、L P ガスで培った高圧ガスの取扱技術と超低温の素材技術をもとに、さらなるクリーン・エネルギーとして期待されているL N G（液化天然ガス）や究極のクリーン・エネルギーといわれる液体水素用極低温バルブ類の開発・製品化及び販売を「拡大事業」として、加速させております。さらには、第3の事業分野として、食品加工産業で使用するバルブ、ノズル、カップリングの開発・製品化及び販売に挑戦しております。

当社を取り巻く環境は、国内L P ガス関連市場の成熟化に加え、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、中東の戦禍、米中露の緊張関係を背景とした資材価格や原材料価格の高止まり、人件費及びエネルギーコストの上昇等により、全般的なコスト高が継続しており、不透明な状況となっています。一方で、カーボンニュートラル推進を背景として、L N G、水素、産業ガス分野向け極低温バルブ類の拡大が見込まれております。このような状況下、当社は高い気密性及び低温耐性が要求されるL N G、水素、産業ガス分野向けの高付加価値製品へのシフト及び収益性改善を最重要課題として認識しており、導入後相

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

当期間が経過した一部の製造設備の更新及び増強によって、生産効率及び加工精度の向上を図ることが必要と考えております。高精度な加工設備の整備及び検査・実験設備の高度化を実施することにより、今後拡大が見込まれる高付加価値製品に対する対応力強化を図る方針です。具体的には、黄銅加工工場と実験所及び加工機への投資によって、生産効率向上による収益性強化と増産体制を整備し事業拡大に備えることとし、これに必要な資金を調達するため、本新株予約権の発行を決議いたしました。今回の資金調達により、当社のさらなる成長と安定的な財務体質の構築を実現し、一層の経営安定化と企業価値の向上を図ることで、株主の皆様をはじめステークホルダーの利益の最大化に努めてまいります。

資金調達を行うにあたり、下記「(3) 本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、資金使途の目的に適した資金調達の方法を検討した結果、割当予定先より本新株予約権の発行による資金調達手法の提案を受けました。本新株予約権は、当社の資金需要を満たす資金を調達できる蓋然性の高い設計となっております。また、「(3) 本新株予約権を選択した理由 【本新株予約権の特徴】 及び【他の資金調達方法との比較】」に記載のとおり、本新株予約権による資金調達方法（以下「本スキーム」といいます。）あるいは他の調達方法によるメリット及びデメリット等を総合的に検討し、決定いたしました。

なお、本新株予約権発行による調達資金の具体的な使途及び支出予定時期につきましては、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」をご参照ください。

(2) 本新株予約権の商品性

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し、行使期間を約2年（2026年8月3日から2028年8月2日まで）とする行使価額修正条項付新株予約権（行使価額修正条項の内容は、別添の本新株予約権の発行要項第10項に記載されております。）を第三者割当の方法によって割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本買取契約を締結しますが、本新株予約権の発行要項及び本買取契約には、以下に定める内容が含まれております。

<本新株予約権の行使の停止>

当社は、本買取契約に基づき、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制するため、その裁量により、本新株予約権の全部又は一部につき、期間（以下「行使停止期間」といいます。）を定めて行使の停止を要請（以下「停止要請」といいます。）することができます。行使停止期間は当社の裁量により決定することができ、また、一旦行った停止要請をいつでも取り消すことができます。当社は、銀行融資等により十分な運転資金が確保された場合等、現在と財務状況が大きく変化し希薄化を伴う資金調達の必要性が低下した場合に行使の停止を行うことを想定しております。

割当予定先は、かかる停止要請を受けた場合、本買取契約に従い、行使停止期間中に停止要請に係る本新株予約権を行使することができません。

また、当社は、停止要請を行った場合、又は停止要請を取り消した場合、その都度、東証を通じて適時開示を行います。

<下限行使価額の水準>

本新株予約権の当初下限行使価額は94円（発行決議日の直前取引日の東証終値の70%の水準）であり、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額となります。

また、当社は、下限行使価額修正決議により、下限行使価額を修正することができます。株式市場の著しい混乱等の外部要因その他の当社の株価に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合で、かつ当社として資金調達を必要とする事由がある場合に、株価及び出来高の推移、並びに資金調達の必要性の軽重等を総合的に勘案して下限行使価額の修正を行うことを決定いたします。なお、株価が下限行使価額を下回り行使ができない状況が継続し、かつ資金調達が喫緊の課題となっている場合等、必要性が特に高いと認められる状況等が検討の対象となります。すなわち、既存株主に配慮し、直近の株価水準を大きく下回る水準での資金調達は控えつつも、株価水準が大きく変動した場合でも、ある程度柔軟な形での調達可能性を保持する狙いから、発行決議日前取引日の終値の70%に相当する金額を当初の下限行使価

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

額とし、下限行使価額修正決議により発行決議日前取引日の終値の50%に相当する金額である67円を下回らず、かつ、発行決議日前取引日の終値の100%に相当する金額である133円を上回らない範囲での下限行使価額の修正を可能としております。なお、下限行使価額の修正の下限は67円（発行決議日の直前取引日の東証終値の50%の水準）に設定されており、行使価額又は下限行使価額の下方修正には歯止めが掛かる仕組みとなっております。当社は、上記の下限行使価額修正決議を行った場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

<割当予定先による本新株予約権の取得の請求>

割当予定先は、割当日の翌取引日以降のいずれかの20連続取引日における東証終値がいずれも67円（発行決議日の直前取引日の東証終値の50%の水準）を下回った場合に、当該20連続取引日の最終取引日以降本新株予約権の行使期間の末日の4取引日前まで（同日を含みます。）に当社に対して通知することにより、その保有する本新株予約権を払込金額と同額で買い取ることを請求することができ、かかる請求を受けた場合、当社は、速やかに（遅くとも3取引日以内に）かかる請求の対象となっている本新株予約権の全部を払込金額と同額で買い入れます。また、当社は、本新株予約権の行使期間の末日時点において残存する本新株予約権がある場合には、当該本新株予約権の全部を、その払込金額と同額で取得します。

<本新株予約権の譲渡>

本買取契約に基づいて、本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となり、また、本新株予約権が譲渡された場合でも、当社が割当予定先に対して本新株予約権の停止要請及びその取消しを行う権利、並びに割当予定先が当社に対して本新株予約権の買取を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。

（3）本新株予約権を選択した理由

当社は、上記「（1）資金調達のための主な目的」に記載した内容を実行するために、資本金調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行いました。当社としては、当社の判断によって希薄化をコントロールしつつ資金調達や自己資本の増強が行えること、資金調達の機動性や蓋然性が確保された手法であるかを重視いたしました。

結果、上記「（2）本新株予約権の商品性」に記載した、本新株予約権、割当予定先と締結する予定の本買取契約の内容を考慮して、本スキームが当社にとって現時点において最良の資金調達方法であると判断いたしました。

【本新株予約権の特徴】

① 株価への影響の軽減が可能なこと

- ・ 行使価額は各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
- ・ 下限行使価額が当初 94 円（発行決議日の直前取引日の東証終値の 70%の水準）に設定され、下方にも修正される可能性があります、その場合でも、下限行使価額は 67 円を下回らないこと

② 希薄化の抑制が可能なこと

- ・ 本新株予約権は、潜在株式数が 9,600,000 株（発行決議日現在の当社発行済株式総数 48,849,935 株の 19.65%）と一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。
- ・ 本新株予約権者がその裁量により本新株予約権を行使することができるため、行使価額が下限行使価額を上回る水準では行使が進むことが期待される一方、当社は、当社株価動向等を勘案して停止要請を行うことによって、本新株予約権の行使が行われないようにすることができます。

③ 資金調達ニーズへの柔軟な対応が可能なこと

- ・ 本新株予約権は、発行後の株価の状況や当社の資金調達ニーズを考慮し、停止要請を行うことを通じて、臨機応変に資金調達を実現することが可能な設計となっております。

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

④ 資本政策の柔軟性が確保されていること

- ・ 本新株予約権には取得条項が付されており、資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権の全部をいつでも取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

【本新株予約権の留意事項】

本新株予約権には、主に、下記①乃至⑤に記載された留意事項がありますが、当社としては、上記【本新株予約権の特徴】の①乃至④に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

- ① 本新株予約権には行使価額の修正条項が付されており、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日に当該日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額に修正されます。その結果、当社普通株式の市場株価を下回る価格で株式が発行され、希薄化が生じることとなります。
- ② 本新株予約権の下限行使価額は当初94円（発行決議日の直前取引日の東証終値の70%の水準）（但し、下限行使価額修正決議により、67円（発行決議日の直前取引日の終値の50%の水準）を下回らず、かつ133円（発行決議日の直前取引日の終値の100%の水準）を上回らない範囲で修正することができます。）に設定されており、株価水準によっては本新株予約権の行使による資金調達の一部ができない可能性があります。
- ③ 株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。但し、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。
- ④ 当社の株式の流動性が減少した場合には、資金調達完了までに時間がかかる可能性があります。
- ⑤ 本新株予約権発行後、東証終値が20取引日連続して67円（発行決議日の直前取引日の東証終値の50%の水準）を下回った場合等には、割当予定先が当社に対して本新株予約権の買取を請求する場合があります。

【他の資金調達方法との比較】

① 公募増資との比較

公募増資による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、資金調達ニーズの発生を受けてから、公募増資による資金調達の準備を開始した場合には、引受証券会社の選定や準備等に長期間を要し、公募増資を実施できるかどうかは株価動向や市場全体の動向に大きく左右されます。したがって、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や継続開示書類の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程度は後ろ倒しになることから、柔軟性が低く、資金調達の機動性が低いと判断しております。

② 第三者割当による新株式発行との比較

第三者割当による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、割当先が相当程度の議決権を保有するため、当社の株主構成やコーポレートガバナンスに影響を及ぼす可能性があるものと考えております。

③ 第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行との比較

第三者割当による転換社債型新株予約権付社債（以下「CB」といいます。）の発行は、様々な商品設計が考えられます。一般的には割当先による転換権の行使が制限されないため、当社は希薄化をコントロールできませんが、本スキームでは、割当予定先と当社との間で締結予定の本買取契約により、当社は行使停止期間を定めることができるため、当社による希薄化のコントロールが一定程度可能となります。また、転換価額が固定されているCBは、株価が転換価額より上昇しない限り転換が進捗せず資本増強目的が達成できないことが懸念されます。一方、株価に連動して転換価額が修正されるCBは、一般的には転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

④ ライツ・オフエリングとの比較

いわゆるライツ・オフエリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメ

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

ント型ライツ・オフエリングと新株予約権の権利行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフエリングがあります。コミットメント型ライツ・オフエリングは、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等の発行コストの増大が予想されることから、現時点では実施の目処は立っておりません。また、ノンコミットメント型ライツ・オフエリングでは、既存投資家の参加率が不透明であることが、資金調達の見込の観点から不適当であると判断いたしました。

⑤ その他の商品性の第三者割当による新株予約権の発行との比較

第三者割当型新株予約権は、様々な商品設計が考えられます。例えば、権利行使価額が固定の新株予約権では、株価が権利行使価額を上回らない限り、権利行使が進捗せず資金調達目的が達成できないことが懸念されます。加えて、株価上昇時には当社はその株価上昇メリットを享受できません。

⑥ 借入・社債との比較

借入や社債による資金調達では、利払い負担や返済負担が生じるとともに、当社の財務健全性の低下が見込まれます。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
1,285,920,000	11,500,000	1,274,420,000

(注) 1. 払込金額の総額は、発行価額の総額に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。

2. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額（発行決議日の直前取引日の東証終値）で行使されたと仮定して算出した金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少します。

3. 発行諸費用の概算額の主な内訳は、登録免許税を含む登記費用5百万円、弁護士費用1.5百万円、その他事務費用5百万円（有価証券届出書作成費用、評価算定費用、及び株式等振替制度利用料等）の合計額であります。

4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

上記差引手取概算額1,274百万円について、具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 更新設備投資	1,020	2026年8月～2028年8月
② 実験所新設投資	254	2026年12月～2028年12月
合計	1,274	—

(注) 1. 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額は減少します。本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、金融機関等からの借入金及び追加での資金調達について検討してまいります。なお、本新株予約権の行使時における株価推移により上記の使途に充当する支出予定金額を上回って資金調達ができた場合には、上記の① 更新設備投資資金に追加充当する予定であります。

2. 当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金を速やかに支出する計画であります、支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等安定性の高い金融商品にて資金管理を図る

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

予定であります。

調達資金の使途の詳細は以下のとおりです。なお、具体的な充当期間までは、銀行預金等安定性の高い金融商品にて資金管理を図る予定であります。

① 更新設備投資

当社の主力製品であるLPG及びLNG等のエネルギーガスを中心に各種ガス体を制御するバルブや機器類の需要が底堅く推移していくことが想定されるところ、中長期的な成長及び収益基盤強化を目的として、生産設備更新及び増強によって、生産効率及び加工精度の向上を図ることが必要と考えております。具体的には、今後2年間にわたる工場におけるバルブや機器類に係る部品加工設備の更新を内容とする更新設備投資に1,020百万円を充当し、安定した供給体制の確立と生産体制の効率化を進めていく予定です。

② 実験所新設投資

当社の中核事業は高圧ガスバルブや機器類であり、その根幹は高度な品質力とそれを支える技術力であるといえます。将来にわたって競争力を維持するには工場内に散在する検査設備や実験設備を一所に集合させた上で内容を充実させることが必要であり効率的であります。このための実験所新設投資に本調達資金のうち254百万円を投じる計画です。

また、①②に係る設備導入時期については、2027年1月～2028年12月を予定しておりますが、設備機器の選定、仕様確定、発注及び設置工事等に一定の準備期間を要することから、本資金調達により必要資金をあらかじめ確保することが適切であると判断いたしました。また、昨今の設備機器価格の上昇や納期の長期化等の事業環境を踏まえ、一連の設備投資を円滑かつ確実に実行するためには、投資実行前の段階から資金調達余力を確保しておくことが重要と考えております。本設備投資により、生産能力の向上、生産効率の改善及び製造コストの低減を図り、中長期的な収益基盤の強化及び企業価値の向上に繋げてまいります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載の使途に充当することで、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

（1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役社長 野口 真人）（以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。）に依頼いたしました。ブルータス・コンサルティングは、評価基準日（2026年7月14日）の市場環境を考慮の上で、権利行使期間（2026年8月3日から2028年8月2日）、権利行使価額（東証における当社普通株式の普通取引の2026年7月14日終値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げます。））としました。）、当社株式の株価（133円）、株価変動性（ボラティリティ）（47.27%）、配当利回り（1.50%）及び無リスク利率（1.446%）を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しております。価値評価にあたっては、主に①当社の取得条項（コール・オプション）については発動のタイミングを定量的に決定することが困難であるため評価に織り込まないこと、②割当予定先は株価水準に留意しながら権利行使を行うこととして、株価が下限行使価額を上回っている場合において、資金支出計画をもとに想定される支出期間（権利行使可能な期間に限りです。）にわたって一様に分散的な権利行使がされること、③当社が下限行使価額修正決議を行った場合、修正後の下限行使価額は発行決議日前取引日の終

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

値の50%に相当する金額である67円に修正されること、④株価が67円（発行決議日の直前取引日の東証終値の50%の水準）を20取引日連続して下回った場合、割当予定先は当社に本新株予約権の取得を請求する旨の通知を行うこと等を想定しております。当社は、当該評価を参考にして、本新株予約権1個当たりの払込金額を当該評価と同額となる金95円としました。当社は、上記「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権の商品性」に記載した本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準を勘案の上、本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。さらに、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、以下の各点を確認し、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

- （i）本新株予約権の発行においては、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する知識・経験が必要であると考えられ、プルータス・コンサルティングがかかる専門知識・経験を有すると認められること
- （ii）プルータス・コンサルティングと当社との間に資本関係はなく、また、同社は当社の会計監査を行っているものでもないため、当社との継続的な契約関係が存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること
- （iii）当社取締役がそのようなプルータス・コンサルティングに対して本新株予約権の価値評価を依頼していること
- （iv）プルータス・コンサルティングから当社実務担当者及び監査役3名（うち社外監査役2名）全員への具体的な説明が行われた上で、評価報告書が提出されていること
- （v）本新株予約権の発行に係る決議を行った取締役会において、プルータス・コンサルティングの評価報告書を参考にしつつ当社実務担当者による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること
- （vi）本新株予約権の発行プロセス及び発行条件についての考え方並びに新株予約権の発行に係る実務慣行について、当社法律顧問から当社の実務担当者に対して説明が行われており、かかる説明を踏まえた報告が実務担当者から本新株予約権の発行を担当する取締役になされていること

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大9,600,000株（議決権96,000個相当）であり、2026年3月31日現在の当社発行済株式総数48,849,935株（総議決権数481,400個）に対し最大19.65%（当社議決権総数に対し最大19.94%）の希薄化が生じるものと認識しております。

しかしながら、本新株予約権の発行により、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

また、①本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数9,600,000株に対し、当社株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は1,043,694株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロールすることが可能であり、かつ、③当社の判断により任意に本新株予約権を取得することが可能であることから、本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

① 名	称	東海東京証券株式会社
② 所	在	地 名古屋市中村区名駅四丁目7番1号
③ 代	表	者 の 役 職 ・ 氏 名 代表取締役社長 北川 尚子
④ 事	業	内 容 金融商品取引業
⑤ 資	本	金 6,000百万円
⑥ 設	立	年 月 日 2008年10月8日
⑦ 発	行	済 株 式 総 数 120,000株（2025年3月31日現在）
⑧ 決	算	期 3月31日

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

⑨ 従 業 員 数	2,230人（2025年3月31日現在）		
⑩ 主 要 取 引 先	投資家及び発行体		
⑪ 主 要 取 引 銀 行	株式会社三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、三井住友信託銀行株式会社		
⑫ 大株主及び持株比率	東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社 100%		
⑬ 当 社 と の 関 係	資 本 関 係	該当事項はありません。	
	人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。	
	取 引 関 係	該当事項はありません。	
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。	
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態（単体）	（百万円）		
決 算 期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
純 資 産	110,997	117,438	119,747
総 資 産	923,473	1,263,841	1,276,756
1株当たり純資産（円）	924,979.80	978,652.54	997,894.89
営 業 収 益	63,178	78,534	76,515
営 業 利 益	2,734	16,934	13,447
経 常 利 益	3,001	17,067	13,713
当 期 純 利 益	2,104	11,120	9,376
1株当たり純利益（円）	17,537.76	92,672.74	78,139.12
1株当たり配当額（円）	66,500	39,000	58,000

（注） 1. 金銭以外の配当（現物配当）を行っておりますが、当該現物配当に係る1株当たり配当額を除いた金額を記載しております。

2. 割当予定先は、東証の取引参加者であるため、東証に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

（2）割当予定先を選定した理由

当社は、①上記「2. 募集の目的及び理由（1）資金調達の主な目的」に記載の調達目的を達成するために適した手法であること、②2026年1月以降次期予算を検討する中で、株価への影響にも十分に配慮した仕組みとなっていることを重視した上で、多様な資金調達手法の検討を業務運営会議（経営幹部による会議体）や取締役会等で進めてまいりました。

そのような状況の中、2026年2月上旬ごろ、割当予定先から本スキームによる資金調達に関する提案を受けました。初めての本格的取引となりますが、従来から中堅企業の案件に強い総合証券会社であるとの認識を持っていたことに加え、割当予定先より提案があった本スキームは、当社のニーズを充足し得る内容であったこと、同社が①総合証券会社として当社の営業基盤である日本国内を中心に厚い顧客基盤を有しているため、当社普通株式に対する国内投資家の多様な需要に基づき、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の円滑な売却が期待されること、②同種のファイナンスにおける多数の実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待されること等を総合的に判断した上で、同社を割当予定先として選定することといたしました。

なお、本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である東海東京証券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(3) 譲渡制限及び割当予定先の保有方針

割当予定先は、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとし、当社取締役会の承認に基づき本新株予約権の譲渡が行われる場合には、事前に譲受人の本人確認、反社会的勢力等でないことの確認、行使の払込原資確認、本新株予約権及びその行使により取得する株式の保有方針の確認、本買取契約に定められた行使制限等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認いたします。譲渡承認が行われた場合には、当社はその内容を開示いたします。また割当予定先は、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら本新株予約権の行使を行う方針であること、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式を長期保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する予定であることを確認しております。

また、当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、制限超過行使（下記「（7）その他＜割当予定先による行使制限措置＞」①に定義します。）を割当予定先に行わせないことを合意します。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先である東海東京証券株式会社の2025年3月期の「業務及び財産の状況に関する説明書」（金融商品取引法第46条の4及び第57条の4に基づく説明書類）に含まれる貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込みに要する十分な現金・預金及びその他の流動資産（現金・預金：94,387百万円、流動資産計：1,263,808百万円）を保有していることを確認しております。また、割当予定先である東海東京証券株式会社の完全親会社である東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の2026年3月期有価証券報告書に含まれる連結貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込みに要する十分な現金・預金及びその他の流動資産（現金・預金：93,542百万円、流動資産計：1,434,585百万円）を保有していることを確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先は、本新株予約権の行使を円滑に行うために当社取引先であり大株主である株式会社C Kサンエツより、本新株予約権の行使期間の初日より1年間（自動継続）当社株式の貸株を利用する予定であり、本新株予約権の各行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

(6) ロックアップ

当社は、本買取契約において、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の普通株式の交付を除き、本買取契約締結日から起算して180日を経過した日又は本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか遅い日までの期間において、割当予定先の事前の書面による同意を受けることなく、当社の普通株式及び当社の普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券（新株予約権、新株予約権付社債及び当社普通株式を取得の対価とする取得請求権付株式又は取得条項付株式を含むがこれらに限られません。以下同じです。）の発行又は処分（但し、①ストックオプションとして新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により当社の普通株式を交付する場合、②譲渡制限付株式報酬として当社の普通株式を発行又は交付する場合、③本買取契約締結日時点で既発行の新株予約権の行使により当社の普通株式を交付する場合、④会社法第183条の規定に基づく株式分割又は会社法第185条の規定に基づく株式無償割当に伴い当社の普通株式を交付する場合、⑤吸収分割、株式交換、株式交付又は合併に伴い当社の普通株式を交付する場合、⑥単元未満株式の買増請求に応じて行う株式の売渡に伴い当社の普通株式を交付する場合を除きます。）を行わない旨を合意する予定です。また、当社は、本買取契約において、本買取契約締結日から起算して180日を経過した日、又は本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか遅い日までの期間において、割当予定先の事前の書面による同意を受けることなく、当社の普通株式又は当社の普通株式を取得する権利若しくは義務の付された有価証券について金融商品取引法第2条第4項に規定する証券会社による金融商品取引法上の引受けを伴う売出しを行わない旨を合意する予定です。

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(7) その他

本新株予約権に関して、当社は、割当予定先との間で、本買取契約において、上記「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権の商品性」に記載の内容以外に下記の内容について合意する予定であります。

<割当予定先による行使制限措置>

- ① 当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を割当予定先に行わせません。
- ② 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行います。

<割当予定先による本新株予約権の譲渡制限>

割当予定先は、本買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要があります。その場合には、割当予定先は、あらかじめ譲受人となる者に対して、当社との間で上記①及び②の内容等について約させ、また譲受人となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容等を約させるものとします。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

7. 大株主及び持株比率

募集前（2026年3月31日現在）	
昌栄機工株式会社	4.80%
宮入バルブ製作所取引先持株会	3.25%
清野 正廣	2.86%
株式会社C Kサンエツ	2.08%
森下 均	1.49%
宮入バルブ従業員持株会	1.25%
阿部 五美	1.05%
保母 伸子	0.87%
前田 富枝	0.80%
竹内 美和子	0.75%

- (注) 1. 割当予定先の東海東京証券株式会社は、今回の募集分について長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。
2. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。

8. 今後の見通し

今回の調達資金は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載の使途に充当することにより、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化につながるものと考えております。なお、2027年3月期の当社の業績に与える影響はありません。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東証の有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
売上高	6,157,848	6,785,681	7,044,209
営業利益	210,878	81,985	111,053
経常利益	208,631	73,840	100,119
当期純利益又は当期純損失 (△)	176,821	△74,849	60,685
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	3.68	△1.55	1.26
1株当たり配当額 (円)	2.00	2.00	2.00
1株当たり純資産額 (円)	86.82	82.56	82.69

(単位：千円。特記しているものを除きます。)

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) 現時点における発行済株式総数及び潜在株式数の状況（2026年3月31日現在）

	株式数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式総数	48,849,935株	100.00%
現時点の行使価額 における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
始 値	143円	125円	98円
高 値	159円	125円	340円
安 値	110円	82円	84円
終 値	124円	98円	207円

② 最近6ヶ月間の状況

	2026年 2月	3月	4月	5月	6月	7月
始 値	170円	262円	215円	180円	145円	137円
高 値	340円	275円	220円	205円	157円	148円
安 値	170円	197円	180円	143円	127円	131円
終 値	275円	207円	181円	145円	132円	133円

（注）2026年7月の株価については、2026年7月14日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026年7月14日現在
始 値	132円
高 値	133円
安 値	131円
終 値	133円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

以 上

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

株式会社宮入バルブ製作所
第3回新株予約権
発 行 要 項

1. 本新株予約権の名称
株式会社宮入バルブ製作所第3回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の総数
96,000 個
3. 各本新株予約権の払込金額
95 円（本新株予約権の目的である株式1株当たり0.95円）
4. 申込期間
2026年7月31日
5. 割当日
2026年7月31日
6. 払込期日
2026年7月31日
7. 募集の方法
第三者割当の方法により、東海東京証券株式会社に全ての本新株予約権を割り当てる。
8. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式9,600,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。
$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$

（注）「株式分割等の比率」とは、株式分割等後の発行済株式総数を株式分割等前の発行済株式総数で除して得た数のことをいう。
 - (3) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初133円とする。但し、行使価額は第10項又は第11項に従い、修正又は調整される。

10. 行使価額の修正

- (1) 行使価額は、割当日以降、第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。）に、当該修正日以降修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が94円（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。
- (2) 当社は、当社取締役会の決議（以下「下限行使価額修正決議」という。）により、下限行使価額の修正を行うことができる。但し、修正後の下限行使価額は、67円（但し、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとはできず、かつ133円（但し、第11項の規定を準用して調整される。）を上回ることとはできないものとする。本号に基づき下限行使価額修正決議がなされた場合、当社は速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日の翌取引日以降適用される。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \times \text{1株当たりの} \text{処分株式数} \text{払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当の場合を含む。但し、ストックオプションとして新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）以降、又は（無

償割当の場合は) 効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- ⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & - & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2026 年 8 月 3 日から 2028 年 8 月 2 日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日（機構（第 22 項に定義する。以下同じ。）の休業日等でない日をいう。）並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条の規定に従って、取得日の 2 週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。

(2) 当社は、2028 年 8 月 2 日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

(3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換、株式交付若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第 273 条の規定に従って、取得日の 2 週間前までに通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

(4) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から 2 週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の新株予約権買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 95 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は当初、133 円とした。

19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行営業第二部 営業第三課

20. 払込取扱場所

株式会社りそな銀行 新橋支店

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）

東京都中央区日本橋兜町7番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。